

上記審査請求人(以下「請求人」という。)から平成27年4月7日付けで提起された、 上記処分庁が平成27年2月5日付けで行った、生活保護法第63条による費用返還決定処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

長野県北安曇福祉事務所長が平成27年2月5日付けで請求人に対して行った本件処分を取り消す。

理由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求は、処分庁が、請求人に平成27年2月5日付けでした生活保護法(以下「法」という。)に基づく費用返還決定の取り消し、または、一部取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりであり、請求人はこの点から本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

処分庁は、請求人が平成26年12月18日に受け取った保険金属の内容の 27年1月8日に受け取った保険金属の円について本件処分を行った。

これに対し、請求人は、裁判の判決で確定した損害賠償金に法第63条を適用する ことは失当であるとして、本件処分の取り消しを求めている。法第63条の適用が失 当でないとしても、資力の発生時点の検討、控除額の検討を行い、返還額を減額す ることを求めている。

また、本件処分の通知内容について、法の要請する記載内容を満たしておらず、 行政手続き上の瑕疵があるので、本件処分は違法・不当なものであるとして、本件 処分の取消しまたは、返還額の減額を求めたものである。

第2 当庁の認定事実及び判断

- 1 認定事実
 - 調査したところ、次の事実が認められる。
- (1) 請求人は、平成23年7月29日、交通事故により受傷したこと。
- (2) 処分庁は、平成24年2月17日から請求人に対する保護を開始したこと。
- (3) 請求人は、(1) の事故の相手方に対し、損害賠償を請求する訴訟を行ったこと。訴訟においては、損害の有無及び額が争点となり、治療費、通院交通費、休業損害、後遺障害逸失利益、開業準備費用については、損害の有無が争われ、慰謝料については額が争われたこと。後遺障害等級認定手続き費用については争われなかったこと。

平成26年7月14日に地裁判決が言い渡されたが、請求人は控訴を行ったこと。

- (4) 平成26年11月26日に髙裁判決が確定し、請求人は、治療費、通院交通費、後遺障害逸失利益、慰謝料、後遺障害等級認定手続き費用等として合計 円 を平成26年12月18日に受け取ったこと。また、平成27年1月8日、請求人が加入する保険会社から、人身傷害特約の補償金 円を受け取ったこと。
- (5) 処分庁は、平成27年2月4日、ケース診断会議を開催したこと。上記(4)の法の第63条に基づく費用返還について検討を行い、保護金品の全額を返還額とすることは請求人の自立を著しく阻害するとは認められないとし、返還額については、平成25年2月から平成26年10月に支給した生活保護費の全額円としたこと。平成27年2月5日付けで法第63条による費用返還決定を通知したこと。
- (7) 処分庁は、平成27年2月4日、要否判定を行い、平成27年2月1日付けで、請求人の保護廃止決定をしたこと。

2 判断

- (1)判断の根拠となる法令等は以下のとおりである。
 - ア 法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得 る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用 することを要件として行われる。」と規定されている。
 - イ また、法第63条によれば、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされている。

- ウ 「第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護 法第63条の適用について」(昭和47年12月5日社保第196号厚生省社会局保護課 長通知)1によれば、「生活保護法第63条にいう資力の発生時点としては、加害 行為発生時点から被害者に損害賠償請求権が存するので、加害行為発生時点た ること。したがって、その時点以後支弁された保護費については、法第63条の 返還対象となること。」とされている。また、2には「実施機関は、1による返 還額の決定に当たっては、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至った と判断される時点以後について支弁された保護費を標準として世帯の現在の生 活状況および将来の自立助長を考慮して定められたいこと。」、とされている。
- 工 生活保護手帳 別冊問答集2014 問13-6には、費用返還と資力の発生時点について、交通事故等の被害により、補償金、保険金等を受領した場合、「加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。しかしながら、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当である。自動車事故の場合、被害者に対して自動車損害賠償法により保険金(強制保険)が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることとなる。」とされている。
- オ 交通事故の被害者が加害者から直ちに賠償を得ることができず訴訟に発展し ている場合において、「法63条は、法4条第1項にいうように保護者の利用しう る資産等の資力があるにかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資 力を現実に活用することができない等の理由で同条3項により保護を受けた保 護受給者がその資力を現実に活用することができる状態になった場合の保護の 費用返還を定めたものであるから、交通事故による被害者は、加害者に対して 損害賠償請求権を有するとしても、加害者との間において損害賠償の責任や範 囲等について争いがあり、賠償を直ちに受けることができない場合には、他に 現実に利用しうる資力がないかぎり、傷病の治療等の保護の必要があるときは、 同法4条3項により、利用し得る資産はあるが急迫した事由がある場合に該当 するとして、例外的に保護を受けることができるのであり、必ずしも本来的な 保護受給資格を有するものではない。それゆえ、このような保護受給者は、の ちに損害賠償の責任範囲等について争いがやみ賠償を受けることができるに至 つたときは、その資力を現実に活用することができる状態になつたのであるか ら、同法63条により費用返還義務が課せられるべきものと解するを相当とす る。」と判例で示されている。(昭和46年6月29日/最高裁判所第三小法廷/損 害賠償請求上告事件 破棄差戻/昭和42年(才) 1245号)
- (2) そこで、以上を本件についてみる。
 - ア 上記判断ア、イ及びウより、保護開始前の災害等に係る補償金等が保護開始後に支給される場合には、保護申請時において有する補償金等の損害賠償請求権はあくまでも保護開始時の資産である。上記判断才には、当該事故について賠償を受けることができるに至った場合、法第63条に基づく費用の返還義務が生じることが明記されている。このため、賠償金について法第63条を適用したことに、違法性はない。
 - イ 上記判断工によると、自動車事故の場合、「原則として加害行為の発生時点で 資力の発生があったものと取り扱うこととされている。」とあり、損害賠償請求

権が客観的に確実性を有していると判断される場合は、事故発生時点を資力の発生時点とすることとなる。しかし、上記認定事実(3)(4)より、本件においては、加害者との間において損害賠償請求権の有無について争いがあり、訴訟に発展しているので、判決確定により損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと解される。したがって、本件においては、平成26年12月及び平成27年1月に請求人が受領した賠償金等を資産とする時点は、判決確定日の平成26年11月26日と判断するべきであり、平成25年2月から平成26年10月までの保護費を返還対象とした決定は、不当である。

以上のとおり、本件処分に対する審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40 条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

憑鄉

平成27年5月29日

長野県知事 阿部



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした県を被告として(訴訟において県を代表とする者は知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます。

(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

上記は謄本です。

平成27年5月29日

長野県知事 阿部



